

6月号

京都民医連共済会連絡会

# 連絡会 ニュース 臨時号

発行 京都民医連共済会連絡会事務局

TEL 075-312-7900

共済会ホームページ <https://datanet.rdy.jp/kyosaikai/>

2021年6月11日発行

## 重要な変更

昨年度の総会以降1年間をかけて、これまで給付金の制度改定の見直し及び定款・事業規定の変更等について合同理事会にて議論を重ねてまいりました。今年度の総会では、下記の通り制度改定を事業規定第28条の通り変更提案を行い、6号議案として採択されました。

従来、医療費、観戦鑑賞、慶弔金等の毎月20日支給されています給付金等で、毎月月初め3日までにその前月分まで（6か月間）の申請を行っていただき、その当月20日に支給されているという内容でしたが、翌月の20日支給となります。したがって、当月6月支給分につきましては下記の通り7月20日となり、以降の申請月と給付日につきましても同様に次月処理となりますのでご承知おきくださいますようお願い申し上げます。また、傷病・出産見舞金の支給につきましては、従来通り処理月と同月の給付日（26日）となります。

### <当月例>

利用期間 2020年12月1日～5月31日

申請内容 医療費、観戦鑑賞、慶弔金等

申請締切 2021年6月 3日

振込日 2021年7月20日

※下記は総会6号議案改定内容の再掲となります。

### <変更規定> 青地は追加、赤字は削除

事業規定第28条（給付金の送金）

1) 省略

2) 前項以外（20日の給付 医療・半券・慶弔金等）

会員は、前月までの医療費及び半券、慶弔金等を当月3日までに班担当者へ提出し、各班から事務局へは10日までに提出する。給付振込日は、その翌月毎月20日（20日が日祝日あるいは土曜の場合はその前日）とし、徴収分と相殺した上、給付が上回る場合は本人の共済会指定口座に振込む。

引き続き、コロナ禍でも全ての会員が健康で働き続けられる職場づくりをめざし共済活動の在り方について引き続き論議し継続可能な運営の努力を行って参ります。何卒会員の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。